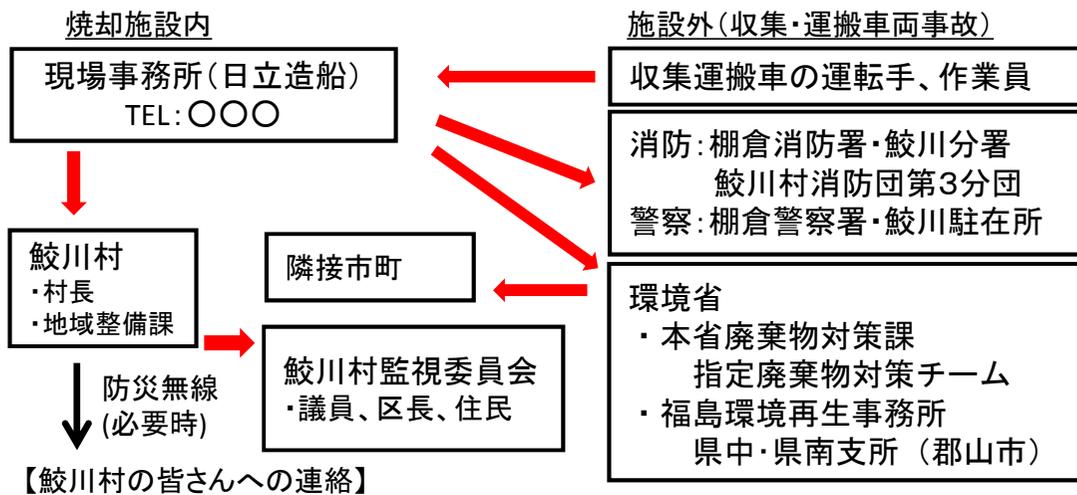


4. 緊急時連絡体制

緊急時連絡体制(操業時)



【操業時の対応】

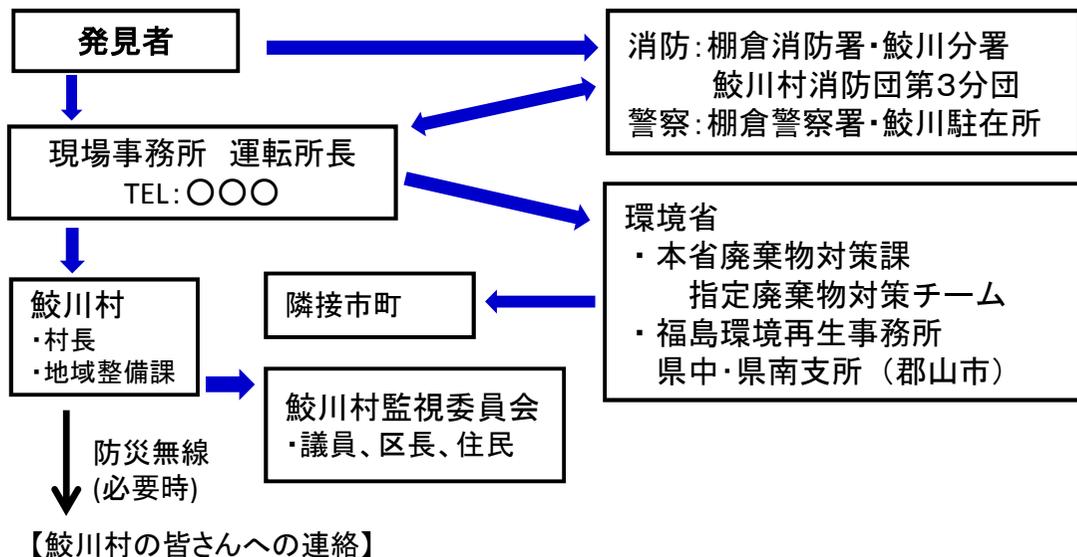
(1) 緊急連絡

- ・施設内発生：
現場事務所が起点となり、緊急連絡体制に従って関係者への連絡を速やかに行います。
- ・施設外発生(収集運搬車両事故)：
運転手・作業員から現場事務所へ連絡を行い、以降、同様に連絡します。
- ・運転員・作業員からの連絡が困難な場合は、消防や警察への通報が最初と想定されますが、関係者への連絡が速やかに行えるよう、事前に消防署、警察署との連絡体制を整備します。
- ・通常の操業による停止以外に、緊急時の対応として施設の運転を停止した場合、あるいは収集・運搬にかかる車両事故が発生した場合は、速やかに関係者への連絡を行います。

(2) 運転再開

- ・運転の再開は、その後の状況を報告し、村及び監視委員会の了解を得た上で行います。

緊急時連絡体制(操業休止時(夜間・休日))



【操業休止時の対応】

(1) 緊急連絡

- ・消防や警察への通報が最初と想定されますので、事前に消防署、警察署との連絡体制を整備の上、緊急時の連絡を行います。

(2) 現場状況の確認

- ・緊急時には近隣に滞在している現場事務所の運転員が現場に急行し、現場状況の確認等の必要な対応を行います。
- ・必要に応じて、環境省福島環境再生事務所県中・県南支所(郡山市)から職員を派遣し、対応します。

(3) 防犯

- ・施設の敷地、建物への侵入を防止するための施錠、防犯カメラ等の防犯設備を備えます。
- ・事前に所轄警察署との連絡体制を整備し、警察の指導・助言を受けつつ対応します。